



みんなで防ぐ 虐待・DV

11月は「児童虐待防止推進月間」

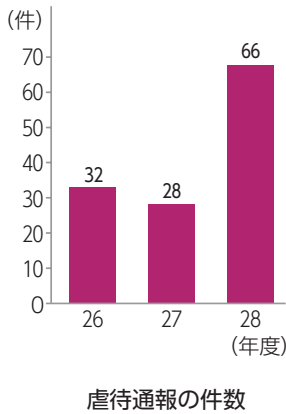
虐待やDVは、誰もが加害者あるいは被害者になり得ます。育児や介護などの悩みを一人で抱え込まず、周りの人や支援機関に相談してください。また、地域社会全体で子どもや障害者、高齢者などを見守り、虐待やDVのサインに気付くことも大切です。虐待やDVを発見したら、ためらわずに相談窓口へ連絡・通報してください。

児童虐待

助けを求める子どもたち

全国の児童相談所における虐待対応件数は年々増加し、厚生労働省の調査によると、28年度は12万2578件でした。最近は、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう「面前DV」の通報が増加しています。子どもがDVを見聞きすると、殴る、蹴るなどの身体的虐待を受けると同様に心に傷を負います。

28年度、市家庭児童支援課では66件の虐待通報を受け付けました。また、西尾市を管轄する西三河児童・障害者相談センターでは、市内で132件の虐待案件に対応しました。もしかしたら、助けを求めている子どもが身近にいるかもしれません。



虐待の種類

- ・身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる、戸外に閉め出す など
- ・性的虐待：性器を触ったり触らせたりする、性的行為を強要する

見せる など

- ・ネグレクト(育児の放棄)：食事を与えない、入浴させない、不潔な環境で生活させる、家に閉じ込める、病院に連れて行かない など
- ・心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

赤ちゃんを揺さぶらないで

赤ちゃんは頭が大きく首の筋力が弱いため、激しく揺さぶられると脳や神経に重大な障害を負ったり、最悪の場合は命を落としたりします。



虐待としつけは違う

虐待としつけは全く違います。しつけとは「子どもの自立のため、生活習慣やマナーが身に付くよう働き掛けること」です。大人の都合や期待を押し付け、体罰や言葉で責め立てて従わせることはありません。親はしつけのつもりでも、子どもの体や心を傷つけるのであれば虐待になります。

子育てに悩んだり、自分の行為が虐待ではないかと心配になったりしたら、周囲や相談窓口にご相談ください。子育てで誰かに頼ることは恥ずかしいことはありません。

相談窓口

育児に悩んだら…

家庭児童支援課要保護児童担当
☎56・3113

家庭児童相談室
☎56・0324

子育て支援センターやつおもて
☎57・2602

西尾市保健センター
☎57・0661

吉良保健センター
☎32・3001

虐待かなと思ったら…

家庭児童支援課要保護児童担当
☎56・3113

西三河児童・障害者相談センター
☎0564・27・2779

児童相談所全国共通ダイヤル
☎189

DV被害にあったら…

家庭児童支援課DV相談担当
☎56・3113

県女性相談センター
☎052・962・2527

月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く。



虐待のサインに気付いて
虐待される子どもはもちろん、虐待してしまう親も助けを必要としています。しかし、子どもからはうまく伝えられなかったり、親も自分が虐待している(かもしれない)と周りに話すことをためらったりして、助けを求められないことがあります。そのため、問題を抱える家族が発する虐待のサインに早く気付き、対応することが大切です。虐待を受けたと思われる子どもや、子育てに悩む親がいたら、ためらわずに相談窓口ご連絡してください。

問 家庭児童支援課家庭児童支援担当
(☎65・2179)

虐待のサインは「不自然さ」

子どもの心配なサイン

- ・不自然な傷がある
- ・イライラして暴力をふるう
- ・食事に異常に執着する
- ・体や洋服がいつも汚れている など

親の心配なサイン

- ・子どもの健康や安全への配慮が足りない
- ・病気のため子育てが負担になっている
- ・体罰を肯定している
- ・地域で孤立している など

また、虐待を防ぎ、安心して子育てができるよう、さりげない声掛けや手助けなど、地域の皆さんが温かくサポートしてください。

DV ドメスティック・バイオレンス

暴力で相手の心身を傷つける

DVは「配偶者や内縁の妻・夫、婚約者、交際相手など、親密な関係にある人から一方的に受ける暴力」のことです。被害者の多くは、経済的・社会的に弱い立場に置かれている女性です。暴力は、被害者の心身に深い傷を負わせ、そばにいる子どもにも深刻な影響を与えます。最近では女性から男性への暴力(逆DV)や、交際相手から受ける暴力(デートDV)も増えています。

DVは、相手を暴力で支配したいという思いから行ってしまおうと考えられ、きっかけは千差万別です。自分には関係がないと思っても、いつか加害者になってしまうかもしれません。

DVの種類

- ・身体的暴力…殴る、蹴る、叩く、首を締める、突き飛ばす など
- ・精神的暴力…怒鳴る、無視する、ばかにする、脅迫する など
- ・経済的暴力…生活費を渡さない、働きに出ることを禁止する など
- ・社会的暴力…自由に外出させない、携帯電話の履歴やメールを細かくチェックする など
- ・性的暴力…性的行為の強要、避妊に協力しない など

どんな暴力も許されない

加害者は暴力をふるった後、別人のように謝罪し、優しく接するようになったかと思えば、また暴力を…と、一定の周期を繰り返して、徐々にエスカレートする傾向があります。

被害者は相手がいつか変わってくれるのではないかと期待や、経済的な不安、子どもや周囲の人に迷惑が掛かるのではないかとという恐怖などで行動に移せないことがあります。身体的、精神的な暴力にさらされ続けると、恐怖感・無力感で正常な判断ができにくくなります。どんな理由があっても暴力は許されません。DVは人権侵害であり、犯罪にもなり得ます。一人で抱え込まずに相談してください。

問 家庭児童支援課家庭児童支援担当
(☎65・2179)